

吹田市公民館条例施行規則現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(使用の申請)</p> <p>第4条 公民館の施設を使用しようとする者は、あらかじめ、<u>次に掲げる事項を記載した使用許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>申請者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに団体にあつては、担当者の氏名（以下「申請者の氏名等」という。）</u></p> <p>(2) <u>使用日時、使用施設、使用附属設備、使用目的及び使用人数（以下「使用日時等」という。）</u></p> <p>2 前項の規定による申請は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の<u>前1月に当たる日から使用日の3日前までに行わなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(使用の取消し)</p> <p>第8条 使用者は、公民館の施設の使用を取り消そうとするときは、遅滞なく<u>次に掲げる事項を記載した使用取消届に使用許可書を添えて教育委員会に提出するものとする。</u></p> <p>(1) <u>申請者の氏名等</u></p> <p>(2) <u>許可を受けた使用日時等</u></p> <p>(3) <u>取消しの理由</u></p> <p>(使用料の減額又は免除)</p> <p>第9条 ----- 略 -----</p> <p>2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、<u>次に掲げる事項を記載した使用料減額・免除申請書を使用許可申請書に添付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>申請者の氏名等</u></p> <p>(2) <u>使用日時等</u></p> <p>(3) <u>減額又は免除の理由</u></p>	<p>(使用の申請)</p> <p>第4条 公民館の施設を使用しようとする者は、あらかじめ、使用許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の<u>3月前の日</u>から使用日の3日前までに行わなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(使用の取消し)</p> <p>第8条 使用者は、公民館の施設の使用を取り消そうとするときは、遅滞なく使用取消届に使用許可書を添えて教育委員会に提出するものとする。</p> <p>(使用料の減額又は免除)</p> <p>第9条 ----- 略 -----</p> <p>2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用料減額・免除申請書を使用許可申請書に添付しなければならない。</p>

現 行	改 正 案
<p>第10条 -----略-----</p> <p>2 使用料の還付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用料還付申請書に使用許可書及び使用取消届を添えて教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>申請者の氏名等</u></p> <p>(2) <u>許可を受けた使用日時等</u></p>	<p>第10条 -----略-----</p> <p>2 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書に使用許可書及び使用取消届を添えて教育委員会に提出しなければならない。</p>